

## 地域子ども会助成事業運営要綱

### 1 目的

子ども会は、その活動により地域の子どもたちの自主性と社会性を高め、日常生活を健全で豊かなものにし、もって地域社会における児童の福祉の増進に資することを目的とする。

### 2 組織

(1) 子ども会は、1 町内あるいは数町内単位の同一の小地域に居住する児童をもって組織すること。

(2) 子ども会はおおむね幼児、小中学校児童生徒をもって組織する。

(3) 会員は、おおむね 30 人以上とすること。

ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する子ども会については、会員数はア又はイ及びエについてはおおむね 10 人以上としウの事由に該当する場合はおおむね 7 人以上とする。

ア 近い将来会員数がおおむね 30 人に達する見込みのある子ども会

イ 交通事情ほかやむを得ない理由により、他の子ども会と合併し活動することが困難である子ども会

ウ 前年度又は前々年度において会員数がおおむね 30 人以上であった又はア又はイに該当するものとして会員数 10 人以上で現に活動を行った子ども会

エ その他市長が、ア及びイに準じて認めた子ども会

(4) 子ども会は瀬戸市子ども会連絡協議会ならびに連区・学区の子ども会連絡協議会等や他の子ども会と連携する。

### 3 運営

(1) 子ども会の運営は、会員によって民主的に行われるものとする。

(2) 子ども会は、会員の互選により代表者を 1 人置くものとする。

(3) 会員は、原則として活動にあてるため定期的に会費を納入するものとする。

### 4 活動

(1) 子ども会は次のような活動目標のもとに児童の余暇生活を利用し、レクリエーション、その他集団活動をすること。

ア 子どもたち自身で計画的かつ継続的に楽しむものとする。

イ 子どもたち全員が参加するものとする。

ウ 楽しい遊びや行事を通して生活態度を養うものとする。

エ 会員みんなの考えを生かすものとする。

(2) 子ども会の活動は年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、おおむね 60 パーセント以上の会員が常時参加するものであること。

## 5 子ども会活動の援助等

- (1) 地域の父兄は、子ども会のために育成会を組織し、側面的な財政等の運営面の援助をすること。
- (2) (1)の育成会は、子ども会に対して指導者又は世話人を派遣し、その運営について適切な援助をすること。

## 6 会則

子ども会は、おおむね次の事項について会則を定めるものとする。

- (1) 会の名称と事務所
- (2) 会の目的
- (3) 会員
- (4) 会の事業
- (5) 役員
- (6) 会議
- (7) 経費

## 7 帳簿等の整備

子ども会には、次の書類を整備するものとする。

- (1) 会員、役員、世話人及び指導者の名簿
- (2) 年間プログラム及び活動の記録
- (3) 予算書、決算書及び現金出納簿

## 8 経理

子ども会は、活動に係る関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5か年間保管しておくものとする。

## 9 その他

その他運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 10 施行期日

この要綱は平成10年4月1日から施行する。